

2026年度 第3次袋井市総合計画に基づく政策評価制度策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

2026年度 第3次袋井市総合計画に基づく政策評価制度策定支援業務

2 委託業務の目的

本市では、総合計画を推進するための適切な進行管理として、政策の効果を把握・分析し、その結果を客観的に評価して今後の改善につなげていくための「政策評価」を実施している。

本業務は、これまでの本市における「政策評価」の実施状況を踏まえつつ、2025年12月に新たに策定した「第3次袋井市総合計画前期基本計画（2026～2030年度）（以下「第3次総合計画」という。）」に合わせて、より効果的な「政策評価」制度に改定することを目的に、評価制度の策定作業に係る支援を行う。

3 委託業務の内容

別添「2026年度 第3次袋井市総合計画に基づく政策評価制度策定支援業務仕様書」のとおり

4 委託業務の期間

契約締結日から2027年3月31日まで

5 委託金額の上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 選定方法

委託事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事業遂行能力等についても選定の判断材料とするため、本業務に関する提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により選定する。

7 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしていることを必要とする。なお、委託契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平

成17年告示第206号)に基づく指名停止措置を受けていないものであること。

- (3) 参加申込書提出期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書提出期間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

8 公募スケジュール

No.	内容	日程	備考
1	公募開始	2026年7月10日（金）	市ホームページ掲載
2	参加表明書提出期限	2026年7月21日（火）	郵送又は持参
3	質問票提出期限		電子メールにて提出
4	参加資格有無の確認・連絡	2026年7月23日（木）	電子メールにて通知
5	質問への回答	2026年7月27日（月）	電子メールにて通知
6	企画提案書等の提出期限	2026年8月10日（月）	郵送又は持参
7	審査（プレゼンテーション）	2026年8月18日（火）	袋井市役所にて実施
8	選定結果通知【予定】	2026年8月20日（木）	電子メールにて通知
9	契約締結【予定】	2026年8月末	

9 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号） ※要代表者印押印
- イ 会社概要（様式任意）※既存のパンフレットや案内書でも可
- ウ 定款
- エ 登記事項証明書（現在事項証明書）
- オ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書
※法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行その3の3納

税証明書)、法人市民税・固定資産税の納税証明書(市区税事務所発行)
※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出

- (2) 提出期限 2026年7月21日(火)午後5時15分まで(必着)
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 郵送又は持参
 - ア 郵送の場合 書留とすること。提出期限までに到着したものを有効とする。
 - イ 持参の場合 受付時間は、土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで
- (6) その他 参加資格の有無については、後日電子メールにて連絡する。
期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなす。

10 質問事項の受付

企画提案等に関する質問は、次により行うものとする。

- (1) 提出書類 質問票(様式第2号)※押印不要
- (2) 提出期限 2026年7月21日(火)午後5時15分まで(必着)
- (3) 提出方法 電子メール
 - ※電子メール送信後は、必ず電話で到達確認を行うこと。
 - ※電話及び直接来庁による質問には応じない。
- (4) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」の電子メールアドレスまで
- (5) 回答方法 参加表明をした全ての事業者に対し、2026年7月27日(月)までに、電子メールで回答する。なお、審査内容に関する質問には回答しない。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式第3号)※要代表者印押印
 - イ 企画書(様式及び枚数任意。ただしA4版又はA3版で作成すること。)
 - ウ 見積書(積算内訳を含む。消費税及び地方消費税を含む。)※要代表者印押印
 - エ 実施体制(様式任意)※本業務の責任者、担当者等の実施体制がわかる書類
 - オ 業務工程表(様式任意)※本業務の業務実施スケジュールがわかる書類
- (2) 提出期限 2026年8月10日(月)午後5時15分まで(必着)
- (3) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- (4) 提出方法 郵送又は持参
 - ア 郵送の場合 書留とすること。提出期限までに到着したものを有効とする。
 - イ 持参の場合 受付時間は、土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで

(6) 留意事項 審査は匿名で行うため、提出書類の副本については、応募者が特定できるような内容（名称、記号、商標、押印、ロゴマーク等）の記入は行わないこと（正本への応募者が特定できるような内容の記入は妨げない）。

また、正本を複写して副本として利用する場合、副本については、応募者が特定できるような内容は黒塗り等で隠すこと。なお、提出された副本について、応募者が特定できるような内容がある場合は、事務局にて該当部分を黒塗りする場合がある。

12 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとする。

(1) 選定会の設置

企画提案書等に係る提案内容の審査、委託事業者の選定は、袋井市が定める選定会（委員5人）が行う。

(2) 企画提案のプレゼンテーション

委託事業者の選定にあたり、プレゼンテーションを下記のとおり開催する。

ア 開催日/場所

2026年8月18日（火）/袋井市役所

場所や時間等の詳細は、参加事業者に別途電子メールにて通知する。

イ 時間

40分程度/社（企画提案書等の趣旨説明20分、質疑応答20分）

ウ 出席者

委託事業者となった場合、当該事業に携わる責任者及び担当者を含み、3人以内とする。

エ 実施方法

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うこと。なお、企画提案書等の説明にあたり、事前に提出した企画提案書等（副本）を用いるほか、パソコン等による企画提案書等（副本）データの投影も可能とする。その際、投影用のプロジェクター（HDMI接続）やモニターは市側で用意するが、パソコンやデータ等は説明者側で用意すること。

(3) 選定方法

ア 各事業者の企画提案に基づき、選定会が公平に審査し、最優秀企画提案者（業務委託契約締結予定事業者）を選定する。

イ 各選定委員持ち点（100点）を合算した値（500点満点）の6割（300点以上）を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とする。

ウ 最高得点者が複数の場合は、見積価格を基準とし、委員の協議によって契約候補者を決定する。

【評価基準および選定委員 1 人あたりの評価点数】

審査項目	評価項目	配点
企画書	① 全体構成の分かりやすさ 企画書全体が分かりやすく整理され、理解しやすい提案となっているか。	5点
	② 本業務への理解度 本業務の背景や目的を十分理解しているか。	10点
	③ 本業務に対する専門性 総合計画や政策評価、データ分析等に関する高度な知見や経験が提案内容に反映されているか。	15点
	④ 提案内容の実現可能性 提案内容が本市の状況に即したものであり、実際に新たな評価制度として、運用可能だと見込まれる提案となっているか。	15点
	⑤ 過去の実績、信頼性 類似業務に関する実績が豊富であり、本業務の遂行を裏付けるものとなっているか。	5点
	⑥ 提案内容の網羅性、追加提案 仕様書の業務内容を網羅した提案になっているか。加えて、新たなアイデアや追加提案があるか。	15点
見積書	⑦ 見積書の価格	5点
実施体制	⑧ 業務の実施体制 本業務を確実に遂行する上で適切な実施体制が構築されているか。	10点
業務工程表	⑨ 業務工程表の具体性・効率性 業務スケジュールが具体的に示され、効率的・効果的な業務遂行が見込まれる工程となっているか。	10点
プレゼンテーション	⑩ 担当者説明能力・技術、熱意等 説明や質疑応答が明確で理解しやすく、本業務への熱意が認められるか。	10点
合計		100点

(4) 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ プレゼンテーションに遅刻及び欠席したとき。
- カ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- キ その他不適切な事項があると判断されるとき。

(5) 結果通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとする。

13 契約の締結

- (1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとする。
ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず、契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うものとする。
- (3) 最低基準点に満たなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行わない。

14 その他の注意事項

- (1) 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はしない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しない。ただし、目的の範囲内において複製することがある。
- (5) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、袋井市情報公開条例（平成17年条例第15号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 契約締結までは契約は確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

15 問合せ・提出先

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとします。

- (1) 担 当 袋井市総合政策課企画調整係（担当：高柳）
- (2) 住 所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
- (3) 電 話 0538-44-3105（直通）
- (4) F A X 0538-44-3150
- (5) E-mail kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp